

# 令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員(業務協力員)

## 採用選考【新任】募集案内

令和7年12月11日

練馬区

練馬区では、身体障害・精神障害・知的障害のある方を、会計年度任用職員(業務協力員)として任用し、働きながら知識や経験を積むことで、一般企業等への就労につなげる取り組みを行っています。

この取り組みは、厚生労働省が提唱する「チャレンジ雇用」(※)の趣旨に基づいて実施されています。

### ※「チャレンジ雇用」とは?

国や自治体において1~3年就業し、その業務経験をもとにハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度

### 1 雇用期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日まで(1年間)

※勤務状況等により再任することがあります。ただし、再任は2回を限度とします。

### 2 仕事内容

練馬庁舎・石神井庁舎・その他区立施設における事務の補助業務

### 3 応募資格

障害者手帳をお持ちの方

※地方公務員法第16条(4ページ参照)の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

### 4 勤務条件

(1) 報酬額 時給 1,449円(地域手当相当額を含む)

※報酬の支給日は、翌月15日です。

※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※通勤に伴う交通費相当額を支給します。(1か月の上限額 55,000円)

※この他に期末手当の支給があります。

- (2) 勤務日数 月 16 日
- (3) 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (7 時間 30 分)  
※ 途中 1 時間の休憩時間があります。
- (4) 勤務を要しない日 原則として土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (5) 時間外労働 原則無し
- (6) 加入保険 東京都職員共済組合(医療保険)(有)無し、厚生年金保険(有)無し、雇用保険(有)無し
- (7) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- 5 募集予定人数  
めいていど  
10名程度
- 6 受験手続  
もうしこみきかん
- (1) 申込期間  
れいわ ねん がつ にち もく  
令和7年12月11日(木)から令和7年12月26日(金)
- (2) 申込方法  
じゅけんもうしこ  
受験申込みは、原則としてインターネットによる申込みとなります。
- ① インターネットによる申込み(原則)  
かき  
下記URL(LoGo フォーム)または右の二次元コードから練馬区  
かいけいねんどにんようしょくいん  
会計年度任用職員(業務協力員)採用選考の申込ページにア  
がめん し じ  
クセスし、画面の指示にしたがって全ての必要項目を正しく入力  
しんせい  
して申請してください。
- 【URL(LoGo フォーム)】 <https://logoform.jp/form/G2rU/1354151>
- ② 受験申込書による申込み  
じゅけんもうしこみしょ  
インターネットのご利用が難しい場合には、受験申込書による申込みも可能です。  
ひつようしょりい ゆうそう じさん うけつけばしょ ていしゅつ  
必要書類を郵送または持参で受付場所に提出してください。



▲ LoGo フォーム

### ア) 必要書類

- ・所定の受験申込書
- ・返信用封筒（長形3号 120mm×235mm）

※ あて先を記入し、110円切手を貼ったもの

### イ) 受付場所および受付時間

- ・受付時間：平日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分
- ・受付場所：〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1  
練馬区役所本庁舎6階 人事戦略担当部職員課人事係

## 7 選考方法・日程等

### (1) 選考方法

「実技」および「面接」による選考

※ 採用選考は令和8年1月下旬～2月上旬の実施を予定しています。  
詳細は後日ご案内します。

### (2) 選考結果

令和8年3月上旬（予定）に通知します。

## 8 その他

- ご提出いただく書類に記載されている個人情報は、採用選考および選考後手続きにのみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- 練馬区役所は敷地内禁煙です。（特定屋外喫煙場所あり）

## 9 申込先・問合せ先

人事戦略担当部職員課人事係（練馬区役所本庁舎6階）

☎ (03) 5984-5782 (直通)



【参考】地方公務員法（抜粋）  
(次格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者